



## 若手弁護士の成長と仲裁活性化

理事長 柏木昇

私は、ときどき国際商事仲裁の仲裁人の仕事をしている。最近は他の共同仲裁人に若い弁護士が選任されることが多くなった。相対的にそれだけ私が歳を取ったということである。これらの若い仲裁人は、よい意見を出してくれ、かつ、必要な書類の作成にも素早く対応してくれる。以前にくらべて、仲裁手続きに慣れた若い弁護士が増えたのだろう。彼らは手慣れた様子でどんどん仲裁手続きを進めている。日本の国際商事仲裁案件の数は一向に増えないが、こういう若手がどんどん育つと将来は楽しみである。仲裁案件の数が低迷している理由についてはいくつかの原因が競合しており、決定的な原因を特定することはできない。したがって仲裁活性化の特効薬もない。私は、仲裁活性化の鍵は関係者から評価されるような仲裁をすることが基本であると考えている。仲裁の良さが口コミで広がるように地道な努力をすることが必要である。良い仲裁を育てるためには優秀な仲裁人が育たなければならない。優秀な仲裁人が育つには、仲裁人としてであれ、仲裁事件の当事者代理人としてであれ、多くの仲裁経験を積んだ仲裁人候補者を増やすことが大切である。仲裁の数が低迷していると仲裁人も育たず、悪循環に陥るおそれがあるが、1件の仲裁事件で仲裁人として1人から3人が経験を積み、当事者代理人としても数名が経験を積むことができる。私の最近の印象では、徐々にではあるが優秀な仲裁経験者が増えてきたように思う。私は弁護士ではないので裁判経験はないが、柔軟な仲裁手続きではいろいろな実験ができるので面白い。規則でがんじがらめの仕事をやることは苦痛である。創意工夫の余地の大きい仕事は面白いし、やりがいもある。若い弁護士がより仲裁に関心を持つように期待したい。

若手弁護士の成長と仲裁活性化	理事長 柏木 昇	1
I 平成25年度研究助成・国際交流助成決定一覧		3
II 「倒産・再生法制研究奨励金」(通称:トリプルアイ・高木賞)受賞について	選考委員会委員長 加藤哲夫	4
第1回～第7回倒産・再生法制研究奨励金(通称:トリプルアイ・高木賞)受賞者一覧		4
III 講演会の開催〈第28回講演会〉 統一テーマ「集団的消費者被害救済制度について」		
消費者裁判手続特例法案の概要	前消費者庁 消費者制度課 政策企画専門官 鈴木敦士	6
集団的消費者被害救済制度の理論と課題	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 三木浩一	7
第1回～第28回講演会内容一覧		8
創立記念講演集『企業活動と紛争Ⅰ・Ⅱ』について		9
平成20年度～平成24年度研究助成・国際交流助成一覧		10
研究成果の公刊一覧		14

### 〈研究（中間）報告〉

クレジット・デリバティブのモラル・ハザードに対する利得禁止原則の適用可能性に関する研究	島根大学法文学部准教授 嘉村雄司	19
韓国の民事訴訟法および民事執行法の邦語証明資料の完成ならびに日韓民事訴訟法共同研究集会資料準備作業	福島大学行政政策学類法学系准教授 金炳学	20
日本とインドネシアにおけるADRの現状比較と課題	学習院大学法学部・法科大学院教授 草野芳郎	21
学校事故・柔道事故に関する紛争およびその解決に関する研究	横浜市立大学医学部医学科助教 南部さおり	21
会社再編局面における債権者の処遇 一フランス法の検討を中心に	高岡法科大学法学部准教授 森脇祥弘	22
領域外の民事紛争に対するアメリカの外国人不法行為法の適用について —アメリカ連邦最高裁2013年4月17日判決を素材として—	名古屋大学大学院法学研究科教授 水島朋則	24
第三者に帰属する実体法上の権利を執行債権とする強制執行において生じる諸問題	北海道大学大学院法学研究科准教授 山木戸勇一郎	25
非営利団体からの離脱者の財産的権利 一非営利団体における個人の領分	立教大学法学部准教授 山口敬介	25
不実開示を行った上場会社の倒産手続きにおける投資者の損害賠償請求権と一般債権者の債権の利害調整	同志社大学法学部助教 藤林大地	26
アジア契約法原則(PACL)総則編「契約の成立」構築に向けて —東アジア横断的比較法研究	代表者 慶應義塾大学法務研究科教授 金山直樹	27
会社関係訴訟の多面的考察 一会社法・国際私法・手続法からの考察	代表者 福岡大学法学部教授 砂田太士	27
法律相談・交渉場面のビデオ・エスノグラフィー 一ロイヤリング教育の革新	代表者 鹿児島大学大学院司法政策研究科教授 米田憲市	28
を目指して—	代表者 福島大学行政政策学類教授 富田哲	29
原子力災害に対する損害賠償の課題 一直接請求・ADR・訴訟をめぐって	代表者 福島大学行政政策学類教授 富田哲	29
平成26年度日本民事訴訟法学会シンポジウム 一倒産手続の扱い手	代表者 中央大学法科大学院教授 佐藤鉄男	30
倒産・再生法制研究奨励金事業運営について		31
民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ		33
平成25年度会計報告		35
役員一覧		36

## 平成25年度事業内容

### I 研究助成・国際交流助成決定一覧

平成25年度は次表のとおりの研究助成・国際交流助成を行いました。

研究助成番号	申請者氏名・所属・地位	研究題目	助成決定額
01-348	(個) 嘉村 雄司 島根大学 法文学部 准教授	クレジット・デリバティブのモラル・ハザードに対する利得禁止原則の適用可能性に関する研究	400,000
02-349	(個) 金炳学 福島大学 行政政策学類 法学系 准教授	韓国の民事訴訟法および民事執行法の邦語訳資料の完成ならびに日韓民事訴訟法共同研究集会資料準備作業	200,000
03-350	(個) 草野 芳郎 学習院大学 法学部・法科大学院 教授	日本とインドネシアにおけるADRの現状比較と課題	600,000
04-351	(個) 南部 さおり 横浜市立大学 医学部医学科 助教	学校事故・柔道事故に関する紛争およびその解決に関する研究	350,000
05-352	(個) 森脇 祥弘 高岡法科大学 法学部 准教授	会社再編局面における債権者の処遇—フランス法の検討を中心に—	200,000
06-353	(個) 水島 朋則 名古屋大学大学院 法学研究科 教授	領域外の民事紛争に対するアメリカの外国人不法行為法の適用について—アメリカ連邦最高裁2013年4月17日判決を素材として—	200,000
07-354	(個) 山木戸 勇一郎 北海道大学大学院 法学研究科 准教授	第三者に帰属する実体法上の権利を執行権とする強制執行において生じる諸問題	500,000
08-355	(個) 山口 敬介 立教大学 法学部 准教授	非営利団体からの離脱者の財産的権利—非営利団体における個人の領分—	600,000
09-356	(個・特) 藤林 大地 同志社大学 法学部 助教	不実開示を行った上場会社の倒産手続きにおける投資者の損害賠償請求権と一般債権者の債権の利害調整	300,000
10-357	(共) 金山 直樹 他7名 慶應義塾大学 法務研究科 教授	アジア契約法原則(PACL)総則編「契約の成立」構築に向けて—東アジア横断的比較法研究	450,000
11-358	(共) 砂田 太士 他3名 福岡大学 法学部 教授	会社関係訴訟の多面的考察 一会社法・国際私法・手続法からの考察—	200,000
12-359	(共) 米田 憲市 他3名 鹿児島大学大学院 司法政策研究科 教授	法律相談・交渉場面のビデオ・エスノグラフィー—ロイヤリング教育の革新を目指して—	400,000
13-360	(共・特) 富田 哲 他9名 福島大学 行政政策学類 教授	原子力災害に対する損害賠償の課題—直接請求・ADR・訴訟をめぐって—	1,200,000
14-361	(共) 佐藤 鉄男 他3名 中央大学法科大学院 教授	平成26年度日本民事訴訟法学会シンポジウム—倒産手続の担い手—	400,000
	合計 14件		6,000,000

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国)：国際交流 (特)：特定テーマ研究 \*所属・地位は助成年度当時

## II 倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞について

「倒産・再生法制研究奨励金」賞審査委員会は、同賞運営委員会の付託を受け、倒産法に関する応募論文及び公表されている論文について審査対象論文を選考し、さらに慎重に査読及び審査を行ってきましたところ、去る

2月9日に開催されました最終の第3回同審査委員会において、厳正に審査を行った結果、平成25年度の高木賞及び特別賞の受賞作品はなしとの判断に至りました。

選考委員会選考委員長 加藤哲夫

### 倒産・再生法制研究奨励金（通称：トリプルアイ・高木賞）受賞者一覧

年度	賞	著者名	所属	標題	掲載媒体	発行所
平成19年第1回	学生部門 III・高木賞 20万円	杉本純子	同志社大学大学院 法学研究科私法学 専攻博士課程2年	優先権の代位と倒産手続 一日米の比較による一考察一	同志社法学 第59卷1号	同志社大学
	一般個人部門 III・高木賞 100万円	杉本和士	国士館大学法学部 講師	破産における「現存額主義」と 一部弁済待遇の関係に関する覚 書(1)~(6)	早稲田大学 大学院法研 論集112・ 113・115・ 117・119号	早稲田大学
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	坂 和彦	中央三井信託銀行	劣後債及び劣後ローンにおける 上位債権者と劣後債権者の利害 調整 一會社法は会社債権者間の利害 調整問題を規律すべきか?—	立命館法政 論集第5号	立命館大学
平成20年第2回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	金 春	大東文化大学法学 部講師	中国倒産制度における労働者の 地位・待遇 (日本法との比較を中心として)	著書	商事法務
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	福岡真之介	西村あさひ法律事 務所弁護士	アメリカ連邦倒産法概説	著書	商事法務
平成21年第3回	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	村田典子	國學院大学法学部 准教授	当事者主導型倒産処理手続の機 能の変容(1) (2・完) —アメリカ合衆国連邦倒産法第 11章手続における債権者の手続 支配—	民商法雑誌 第138卷6号、 第139卷1号	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 20万円	山本慶子	日本銀行金融研究 所	再建型倒産手続における利害関 係人の間の「公正・衡平」な権 利分配のあり方	金融研究 27号	日本銀行金 融研究所
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	野村剛司	なのはな法律事務 所弁護士	倒産管財実務マニュアル(初版)	著書	青林書院
		石川貴康	松本・山下綜合法 律事務所弁護士			
		新宅正人	新宅法律事務所弁 護士			

平成22年 第4回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	松下祐記	千葉大学法科大学 院准教授	ドイツ倒産法における「仮管財人」の権限(1) (2・完)	名城法学 第57巻4号、 第58巻3号	名城大学
				倒産手続きにおける保全管財人 による事業譲渡について	民事手続法 学の新たな 地平	有斐閣
	学生部門 III・高木賞 30万円	白石 大	早稲田大学大学院 法務研究科助教	フランスにおける将来債権譲渡 と譲渡人の倒産手続との関係	比較法学 第43巻2号	早稲田大学 比較法研究所
平成23年 第5回	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	山本慶子	日本銀行金融研究 所	再建型倒産手続きにおける将来 取得財産に対する担保権の処遇 一事業収益型担保の処遇を中心 に一	金融研究 第29巻2号	日本銀行金 融研究所
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	宮澤信二郎 藤沢治奈	神戸大学大学院経 済学研究科特命准 教授 立教大学法學部 准教授	偏頗弁済の詐害行為取消しに關 する分析 一法と経済学の視点 から一	新世代法政 学研究10号	北海道大学
	一般個人部門 III・高木賞奨励賞 30万円	水野吉章	関西大学法學部 専任講師	詐害行為取消権の理論的再検討 (1)～(7・完)	北大法學論 集 第58巻 ～61巻	北海道大学
平成24年 第6回	一般個人部門 III・高木賞 100万円	池田 悠	北海道大学大学院 法學研究科 准教授	再建型倒産手続における労働法 規範の適用(1)～(5・完) 一再建と労働者保護の緊張関係 をめぐる日米比較を通じて一	法學協会雑 誌 第128巻	有斐閣
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	嶋寺 基	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(1)～Spansion Japanにおける会社更生手続 (Dip型会社更生を検証する)	NBL 951号	商事法務
		鐘ヶ江洋祐	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(2)～Dip型会 社更生における管財人と法律家 アドバイザー(Dip型会社更生 を検証する)	NBL 952号	商事法務
		(嶋寺基) 松永崇	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(3)～日米並行 倒産における問題点(Dip型会 社更生を検証する)	NBL 953号	商事法務
		Jimenez, pedro A	ジョーンズディ法 律事務所弁護士	Spansion Japan(4)～米国倒産 手続における日本の債権者の対 応 Spanson Japanの事例に学 ぶ(Dip型会社更生を検証する)	NBL 954号	商事法務
		海野 薫	ジョーンズディ法 律事務所弁護士	Spansion Japan(5)～更生手續 における確定給付企業年金に關 する諸問題(Dip型会社更生を 検証する)	NBL 955号	商事法務
		宮本 聰 (鐘ヶ江 洋祐)	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(6)～更生手續 における更生担保権をめぐる 諸問題(ABL融資および更生 担保権者委員会の実務対応) (Dip型会社更生を検証する)	NBL 956号	商事法務
		倉持 大 (鐘ヶ江 洋祐)	大江橋法律事務所 弁護士	Spansion Japan(6完)～更生手 續における更生担保権をめぐる 諸問題(ABL融資および更生 担保権者委員会の実務対応) (Dip型会社更生を検証する)	著書	商事法務
	一般個人部門 III・高木賞特別賞 20万円	福岡真之介 金 春	西村あさひ法律事 務所弁護士 大東文化大学法學 部法律学科准教授	中国倒産法の概要と実務		
平成25年 第7回				受賞該当者なし		

※ III・高木賞 ……(通称:トリプルアイ・高木賞)の省略です。

### III 第28回 講演会の開催

平成25年11月15日 東京大学山上会館において下記の公開講演会を開催しましたところ、各界から約100名の聴講者の参加がありました。

#### 統一テーマ 「集団的消費者被害救済制度について」

#### 消費者裁判手続特例法案の概要

前消費者庁消費者制度課政策企画専門官 鈴木 敦士

最初に、消費者被害が回復されていない現状とその原因として被害回復に要する費用・労力が被害額に見合わないものであることを指摘し、多数の同種の請求を集めて1人当たりの費用・労力を低減することができれば被害回復が図られるになること、それにより国民経済の健全な発展に寄与するという消費者集団訴訟制度の必要性について紹介した。

そして、多数の同種の請求を効率的に処理するための手続上の工夫として、①二段階の手続とし、共通義務確認訴訟では、要件事実等の個別の事実ではなく、個別の事情により請求が認められないことがあり得ることを前提とした金銭支払義務を確認することとし、その後個々の消費者の債権届出を促し判決の効力を及ぼすこと、②特定適格消費者団体が手続を追行すること、③証拠方法を制限し審尋により決定で判断する簡易確定手続を創設し個別争点の処理の合理化を図ったこと、④被害回復の実効性確保のため消費者への通知・公告を制度に組み込んだことなどを紹介した。そして、共通義務確認訴訟の判決の効力が債権届出をした消費者に及ぶことが正当化できるよう被告が係争利益をおおむね把握

できる事案であること、簡易確定手続により判断するのがふさわしい事案であることが必要であるため、制度の対象を消費者契約に関する一定の請求とし被告、損害について限定していることに触れた。

また、手続追行主体を特定適格消費者団体に限り行政の監督を及ぼすこと、適切な報酬の基準を定めることを認定要件としていること、制度の対象を一定の事案に限定していること、共通義務確認訴訟の判決の効力が他の特定適格消費者団体にも及ぶことなどにより、不適切な訴訟が提起されるという懸念には十分対処がなされていること、被保全債権の特



定を緩和させた仮差押えの制度を設けていること、法律施行前の事案については適用しな

いことなどの制度の特徴についても紹介した。  
NBL1016 (2014.1.1) 号に掲載

## 集団的消費者被害救済制度の理論と課題

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

三木 浩一

2013年中の成立が見込まれている「消費者集合訴訟制度」は、いわゆる「二段階型」の仕組みをもった集合訴訟制度である。

まず、一段階目では、「特定適格消費者団体」がみずからの判断で「共通義務確認訴訟」を提起し、特定範囲の相当多数の消費者に対して被告とされた事業者が金銭支払義務を負うか否かを終局判決によって確認する。すなわち、一段階目は、すべての関係者に共通する争点である被告の責任を確定する手続であり、通常訴訟の手続によって行われ、確認判決を出すことを目的とする。

次に、二段階目では、一段階目で確認された事業者の責任を前提として、どの消費者に

いくら支払うべきかを確定する。すなわち、二段階目は、消費者ごとに異なる因果関係や損害額を確定する手続であり、個別争点を確定して給付を命じる裁判を行う。手続の軽量化と迅速化のために、一種の非訟手続で行うことを原則とし、異議があれば通常訴訟に移行する。

こうしたわが国の二段階型の消費者集合訴訟制度は、オプトアウト型を採用していない点でアメリカのクラスアクションとは仕組みを異にするが、一段階目では実質的な利益主体からの授権を必要としない点や、一段階目の判決の既判力が二段階明において一段階目の非当事者にも拡張される点で、クラスアクションに類似する側面もある。

こうした既判力の拡張に対し、消費者に有利な「片面的拡張」であるとの議論も見られるが、一段階目の既判力は消費者に不利にも拡張されるので、既判力の拡張それ自体は双面的である。他方、一段階目の既判力の利用手段の有無には非対称性がある。この非対称性は、実質的には事業者側に大きな不当性をもたらすものではなく、合理的な立法政策と評することができよう。

NBL1016 (2014.1.1) 号に掲載



## 民事紛争処理研究基金設立記念講演会内容一覧

回	年月日	テーマ	サブテーマ	講演者名	所属地位
1	昭和61年11月28日	国際倒産と国際裁判管轄	国際倒産の現状と問題 判例から見た国際裁判管轄	谷口安平 竹下守夫	京都大学法学部教授 一橋大学法学部教授
2	昭和62年11月12日	担保法をめぐる現代的課題	実体法の立場から 手続法の立場から	鈴木禄弥 中野貞一郎	東北大学名誉教授 東海大学法学部教授
3	昭和63年11月18日	製造物責任をめぐる現代的課題	民法の視点から 保険法の立場から	加藤雅信 倉沢康一郎	名古屋大学法学部教授 慶應義塾大学法学部教授
4	平成元年11月17日	株式取引をめぐる最近の問題	インサイダー取引規制の在り方 —その批判的再検討— 第三者割当と株主の保護	竹内昭夫	東京大学法学部教授
5	平成2年11月13日	営業秘密の法的保護	不正競争防止法改正の経緯と将来の課題 営業秘密の保護と実務上の諸問題	神崎克郎 中山信弘	神戸大学法学部教授 東京大学法学部教授
6	平成3年11月29日	製造物責任の立法上の課題	製造物責任の要件と効果 製造物責任の履行確保	森島昭夫 落合誠一	名古屋大学法学部教授 東京大学法学部教授
7	平成4年11月13日	企業の社会的責任	企業の社会的責任 弁護士から見た取締役の現実と課題	龍田節 久保利英明	京都大学法学部教授 弁護士
8	平成5年11月12日	取締役の経営責任に関して	会社役員の責任と株主代表訴訟 監査制度の充実と監査役の役割	河本一郎 前田庸	神戸大学名誉教授 学習院大学法学部教授
9	平成6年11月18日	製造物責任法の施行を前にして	製造物責任法施行と残された課題 裁判実務から見た製造物責任法	塙谷隆英 賀集唱	経済企画庁国民生活局 帝京大学法学部教授
10	平成7年11月14日	EDI(電子的データ交換)と法	EDIとは何か EDI契約の実務上の留意点	内田貴 室町正実	東京大学法学部教授 弁護士
11	平成8年11月1日	新民事訴訟法の成立	新民事訴訟法の成立に寄せて —変化のなかの持続— 企業法務からみた新民事訴訟法	中野貞一郎 松井秀樹	大阪大学名誉教授 奈良産業大学法学部教授
12	平成9年11月21日	持株会社と商事法および課税	商事法の観点から 持株会社の課税をめぐる二・三の問題	神田秀樹 増井良啓	東京大学法学部教授 東京大学法学部助教授
13	平成10年11月13日	債権の流動化	証券化関連立法の検討と評価 —SPC法を中心に— 債権譲渡特例法の評価と今後の展望	佐藤正謙 池田眞朗	弁護士 慶應義塾大学法学部教授
14	平成11年11月19日	民事再生法について	民事再生法実の概要 民事再生法運用のイメージについて	伊藤眞 田原睦夫	東京大学法学部教授 弁護士
15	平成12年11月22日	ビジネスモデル特許の法的問題	ビジネス関連発明の法的保護 —特許法における課題と限界— ビジネスモデル特許における実務上の問題点	平嶋竜太 緒方延泰	筑波大学大学院企業法学専攻助教授 弁護士
16	平成13年11月16日	株式制度の改正	平成13年通常国会による商法改正について 租税法上の問題—コーポレート・タクセーションの最近の動向—	江頭憲治郎 中里実	東京大学法学部教授 東京大学法学部教授
17	平成14年11月15日	倒産法の現状と将来	倒産法改正と理論的課題—利害関係人の法的地位を中心として— 変わりつつある経済環境と企業再生実務との関連で	山本和彦 高木新二郎	一橋大学法学部教授 獨協大学法学部教授・ 弁護士
18	平成15年11月21日	新しい担保法の動向	動産・債権を中心として 不動産を中心として	平野双葉 道垣内弘人	東京大学教養学部教授
19	平成16年11月12日	知的財産の活用と推進	ライセンス契約について 知的財産信託について	中田裕康 岩倉正和	一橋大学大学院法学研究科教授 弁護士
20	平成17年11月18日	会社法の改正について	株式関係を中心として 企業法実務の観点からの新会社法	江頭憲治郎 武井一浩	東京大学大学院法学政治学研究科教授 弁護士
21	平成18年11月24日	金融商品取引法について	金融商品取引法と実務上の課題 金融商品取引法の理論的構造	中村聰 神田秀樹	名古屋大学法科大学院非常勤講師・ 東京大学大学院法学政治学研究科教授
22	平成19年11月16日	M&A法制の理論と実務	三角合併をめぐる実務上の諸問題 会社法における「株主排除」の法理とその限界	石綿学 野村修也	京都大学法科大学院講師・ 中央大学法科大学院教授
23	平成20年11月21日	自己信託について	事業目的の自己信託に係る法的諸問題 自己信託の具体的な活用法	神作裕之 井上聰	東京大学大学院法学政治学研究科教授 弁護士
24	平成21年11月6日	民法(債権法)改正と現代における契約	債権法改正と契約自由 債権法改正と企業における契約実務	中田裕康 澤口実	東京大学大学院法学政治学研究科教授 弁護士
25	平成22年11月19日	債権法改正と消費者法の関係	民法典の意義の再検討 消費(者)法典の構想との関係	大村敦志 野澤正充	東京大学大学院法学政治学研究科教授 立教大学大学院法務研究科教授
26	平成23年11月18日	債権法改正と倒産法	詐害行為取消権を中心として 債権譲渡をめぐって	中井康之 沖野眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授 弁護士
27	平成24年11月9日	債権法改正と消費者契約法	債権法改正と消費者 集団的消費者被害回復のための裁判手続きについて	松本恒雄 山本和彦	一橋大学大学院法学研究科教授 一橋大学大学院法学研究科教授
28	平成25年11月15日	集団的消費者被害救済制度について	消費者裁判手続き特例法案の概要 集団的消費者被害救済制度の理論と課題	鈴木敦士 三木浩一	消費者庁消費者制度課政策企画専門官 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

## 設立記念講演集『企業活動と紛争Ⅰ・Ⅱ』について

平成5年12月15日、第1回から第7回までの講演会の内容を『企業活動と紛争』、平成13年11月16日、第8回から第15回までの講演会の内容を『企業活動と紛争Ⅱ』と題して2冊の本にまとめて発行しました。

執筆者及び具体的な内容としては下記の論稿が掲載されております。

### 『企業活動と紛争』

「国際倒産の現状と問題」.....	谷口安平
「判例からみた国際裁判管轄」.....	竹下守夫
「実体法からみた担保法の現代的課題」.....	鈴木祿彌
「手続法からみた担保法の現代的課題」.....	中野貞一郎
「民法の視点からみた製造物責任をめぐる現代的課題」.....	加藤雅信
「保険法からみた製造物責任の諸問題」.....	倉沢康一郎
「第三者割当と株主の保護」.....	神崎克郎
「インサイダー取引規制の在り方」.....	竹内昭夫
「営業秘密の保護に関する不正競争防止法改正の経緯と将来の課題」.....	中山信弘
「製造物責任の履行確保」.....	落合誠一
「企業の社会的責任」.....	瀧田節
「弁護士からみた取締役の現状と課題」.....	久保利英明

### 『企業活動と紛争Ⅱ』

「会社役員の責任と株主代表訴訟」.....	河本一郎
「監査制度の充実と監査役の役割」.....	前田庸
「製造物責任法施行と残された課題」.....	塩谷隆英
「裁判実務からみた製造物責任法」.....	賀集唱
「EDIとは何か」.....	内田貴
「EDI契約の実務上の留意点」.....	室町正実
「新民事訴訟法の成立に寄せて」.....	中野貞一郎
「企業法務からみた新民事訴訟法」.....	松井秀樹
「持株会社と商事法および課税・商事法の観点から」.....	神田秀樹
「持株会社の課税をめぐる二・三の問題」.....	増井良啓
「証券化関連立法の検討と評価」.....	佐藤正謙
「債権譲渡特例法の評価と今後の展望」.....	池田眞朗
「民事再生法案の概要」.....	伊藤眞
「民事再生法運用のイメージについて」.....	田原睦夫
「ビジネス関連発明の法的保護」.....	平嶋竜太
「ビジネスモデル特許における実務上の問題点」.....	緒方延泰

(\* 講演集のお問い合わせについては、当基金事務局で承っております。)

**平成20年度～平成24年度 研究助成・国際交流助成一覧**

\* 所属・地位は助成年度当時

**平成20年度**

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成20年	24-20-01-0293	(個)草野芳郎 学習院大学法学部・法科大学院・教授	インドネシアにおけるADRの現状と課題	800,000円
平成20年	24-20-02-0294	(共)荒木一郎 他11名 横浜国立大学大学院国際社会科学 研究科・教授	投資協定仲裁に関する研究	400,000円
平成20年	24-20-03-0295	(特)澤井啓 他1名 大阪府立大学・教授	ADRに関する法的研究	200,000円
平成20年	24-20-04-0296	(共)高田昌宏 他7名 大阪市立大学大学院法学研究科・ 研究科長	ドグマーティク(法解釈論)の意味	600,000円
平成20年	24-20-05-0297	(特)ダニエル・H・フット 他1名 東京大学大学院法学政治学研究 科・教授	ADRに関する法的研究	1,300,000円
平成20年	24-20-06-0298	(共)長田真里 他1名 大阪大学大学院法学研究科	独禁法に係わる国際的な民事紛争の研究	400,000円
平成20年	24-20-07-0299	(国)能見善久 他 学習院大学法学部・教授	日本法とオランダ法における参加(Participation)の新展開	800,000円
平成20年	24-20-08-0300	(国)細江守紀 他7名 九州大学大学院経済学研究院・教 授	第4回アジア法と経済学会における外 国人研究者の招聴	600,000円
平成20年	24-20-09-0301	(共)町村泰貴 他6名 北海道大学大学院法学研究科・教 授	法執行における民事、刑事、行政の交錯	400,000円
平成20年	24-20-10-0302	(共)山本和彦 他3名 一橋大学大学院・教授	民事訴訟法学会シンポジウム「倒産法と 契約」	500,000円
助成件数	10件		総額	6,000,000円

**平成21年度**

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成21年	25-21-01-0303	(個)泉克幸 徳島大学大学院ソシオ・アーツ・ アンド・サイエンス研究部 教授	著作権法におけるフェアユースと市場	200,000円
平成21年	25-21-02-0304	(個)佐伯昌彦 東京大学大学院法学政治学研究科 助教	刑事司法過程における民事紛争処理シス テムの機能	800,000円
平成21年	25-21-03-0305	(個)渡辺千原 立命館大学法学部 教授	裁判における科学主義と法発展	400,000円

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成21年	25-21-04-0306	(共)小粥太郎 他3名 東北大学大学院法学研究科 教授	実体法と手続法の意義および関係についての新たな研究視覚の探索	700,000円
平成21年	25-21-05-0307	(共)田中圭子 他4名 NPO法人JMC日本メディエーションセンター・代表理事 JMC研究所・所長	高齢者施設における新たな紛争解決方法～高齢者をめぐる人々の課題と解決方法～	300,000円
平成21年	25-21-06-0308	(共)出口雅久 他2名 立命館大学法学部 教授	日韓比較民事訴訟法研究	600,000円
平成21年	25-21-07-0309	(共)野田進 他4名 九州大学大学院法学研究院 教授	東アジアにおける個別労働関係紛争の裁判外解決システム —アジア的同調と独自性—	1,000,000円
平成21年	25-21-08-0310	(特)平田彩子 他1名 東京大学大学院法学政治学研究科 助教	行政機関との紛争処理 一行政による規制執行における、紛争予防・事故予防としての交渉と戦略的ゲームー	1,500,000円
平成21年	25-21-09-0311	(共)本間靖規 他4名 名古屋大学大学院法学研究科 教授	民事裁判における審理原則の再検討	500,000円
助成件数	9件			総額 6,000,000円

## 平成22年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成22年	26-22-01-0312	(個)北村 賢哲 千葉大学大学院専門法務研究科 准教授	オーストリア欠席判決論の近況	300,000円
平成22年	26-22-02-0313	(個)金炳学 福島大学行政政策学類法学系 准教授	韓国における最新の諸法典の調査・邦語 訳集編纂及び日・独・韓の比較法研究の 基礎的考察〔民事手続法・司法制度論編〕	300,000円
平成22年	26-22-03-0314	(個)森田 純 東北大学大学院法学研究科 准教授	「裁判所・弁護士・立法者は、法ルール 形成にどのような影響を与えているの か?」	200,000円
平成22年	26-22-04-0315	(共)大濱しのぶ 他4名 関西学院大学法学部 教授	非訟事件における手続保障のあり方	1,500,000円
平成22年	26-22-05-0316	(共)青木玲子 他1名 一橋大学経済研究所 教授	特許侵害訴訟の計量的経済分析	700,000円
平成22年	26-22-06-0317	(共)大村 雅彦 他3名 中央大学 教授	民事訴訟法学会シンポジウム「集合的権利保護訴訟の可能性と課題」	500,000円
平成22年	26-22-07-0318	(共・国)岡田 康男 他5名 東京弁護士会紛争解決センター運営委員会委員長 日米ADRシンポジウム実行委員会委員長 弁護士(太陽コスモ法律事務所)	米国のリーラ・ラブ教授、ダン・ワイツ 氏と我が国の研究者、実務家の参加を得て、日米ADRの現状を踏まえた、日本 におけるADRの飛躍的な普及の実現お よび効果的な調停人養成の工夫について 研究し、併せて同分野における両国の親 善を図る。	200,000円
平成22年	26-22-08-0319	(共)手塚 宣夫 他5名 東海大学法科大学院 教授	平均的なサラリーマンに対する金銭管理 のアンケート調査により、多重債務予防 のための制度設計の基礎資料とする研究	900,000円

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成22年	26-22-09-0320	(共) 平田 彩子 他1名 東京大学法学政治学研究科 助教	環境規制法執行をめぐる紛争処理—アメリカとの比較、及び市民参加の観点から	1,000,000円
平成22年	26-22-10-0321	(共) 村山 真維 他4名 明治大学法学部 教授	「民事紛争全国調査データのアーカイブ寄託」	600,000円
助成件数	10件			総額 6,000,000円

## 平成23年度

助成年度	研究助成番号	氏 名 所属・地位	研 究 題 目	助成金額
平成23年	27-23-01-0322	(個) 阿部 裕介 東北大学大学院法学研究科 准教授	抵当法に関する学説史的研究	400,000
平成23年	27-23-02-0323	(個) 稲葉 一人 中京大学法務研究科・法科大学院 教授	被災地における巡回メディエーションの可能性に関する研究 —被災者支援としてのメディエーション	550,000
平成23年	27-23-03-0324	(個) 今川 嘉文 神戸学院大学法科大学院 教授	投資取引被害に対する民事制裁制度の有用性と課題～父権訴訟を中心として～	200,000
平成23年	27-23-04-0325	(個) 金 炳学 福島大学行政政策学類法学系 准教授	韓国における民事手続法・司法制度に関する法令の調査・邦語訳編纂及び日・独・韓の三ヵ国比較法研究の基礎的考察	320,000
平成23年	27-23-05-0326	(個) 道垣内 弘人 東京大学大学院法学政治学研究科 教授	債務不履行における過失相殺	200,000
平成23年	27-23-06-0327	(個) 玉井 利幸 南山大学法学部 准教授	M&A取引と仮処分 —民事保全法23条2項とエクイティー	500,000
平成23年	27-23-07-0328	(個) 名津井 吉裕 大阪大学大学院高等司法研究科 准教授	一部認容としての条件付給付判決の可否	500,000
平成23年	27-23-08-0329	(共) 小塙 荘一郎 他2名 学習院大学法学部 教授	鉄道法制度の検討	550,000
平成23年	27-23-09-0330	(共) 佐藤 岩夫 他8名 東京大学社会科学研究所 教授	「2010年弁護士経済基盤調査」データに基づく弁護士プロフェッショナルの実証研究	740,000
平成23年	27-23-10-0331	(共) 高田 昌宏 他7名 大阪市立大学大学院法学研究科 教授	社会国家要請とグローバル化する法実務との(緊張)関係	700,000
平成23年	27-23-11-0332	(共) 松村 良之 他2名 千葉大学法経学部 教授	地震・津波・原子力事故に伴う民事法律問題と紛争発生状況の研究	840,000
平成23年	27-23-12-0333	(共) 三木 浩一 他3名 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授	民事訴訟法学会シンポジウム「民事訴訟法の今後の改正課題」	500,000
助成件数	12件			総額 6,000,000

## 平成24年度

助成年度	研究助成番号	氏名 所属・地位	研究題目	助成金額
平成24年	28-24-01-0334	(個) 上石 圭一 追手門学院大学社会学部 教授	弁護士人口大幅増員は弁護士の意識と行動をどう変えたか	300,000
平成24年	28-24-02-0335	(個) 稲葉 一人 中京大学法科大学院 教授	被災者支援における「対話の場の創設」と、「対話活動の促進」に関する研究	250,000
平成24年	28-24-03-0336	(個) 岩井 圭司 兵庫教育大学大学院学校教育研究科 教授	精神科医の民事裁判への関与（鑑定、証言等）を促進するための研究	250,000
平成24年	28-24-04-0337	(個) 金炳学 福島大学 行政政策学類 法学系准教授	韓国における民事手続関連諸法の調査・邦語訳資料の整序および日本を介してのドイツ民事民事訴訟法の韓国民事手続法への継承過程の史的考察	200,000
平成24年	28-24-05-0338	(個) 笹邊 将甫 志學館大学 法学部 助教	スイス民事訴訟法典の試訳	150,000
平成24年	28-24-06-0339	(個) 森田 純 東北大学大学院法学研究科 准教授	判例法の変更が及ぼす社会的影響の実証分析：入学会返還訴訟を題材に	350,000
平成24年	28-24-07-0340	(個) 横溝 大 名古屋大学大学院法学研究科 教授	我が国の新たな国際裁判管轄法制に関する解釈論的検討	200,000
平成24年	28-24-08-0341	(共) 砂田 太士 他2名 福岡大学法学部 教授	企業法の訴訟法的考察	450,000
平成24年	28-24-09-0342	(共) 高田 昌宏 他2名 大阪市立大学大学院法学研究科 教授	古典的自由主義的民事訴訟の現代的射程	500,000
平成24年	28-24-10-0343	(共・国) 出口 雅久 他3名 立命館大学法学部 教授	トルコにおける最新民事訴訟法改正とADR	250,000
平成24年	28-24-11-0344	(共) 橋本 康弘 他3名 福井大学教育地域科学部 准教授	紛争処理技能の習得を目指す学校教育段階におけるフレームワークの開発研究	800,000
平成24年	28-24-12-0345	(共) 安田 和史 他3名 東京理科大学大学院イノベーション研究科知的財産戦略専攻 非常勤講師	Consumer Generated Media (CGM) の流通と民事紛争解決に関する研究	100,000
平成24年	28-24-13-0346	(共) 山田 文 他4名 京都大学大学院法学研究科 教授	ADR法の改正に関する調査研究	1,700,000
平成24年	28-24-14-0347	(共) 山本克己 他3名 京都大学大学院法学研究科 教授	民事訴訟法学会シンポジウム「債権法改正と民事手続法」	500,000
助成件数	14件		総額	6,000,000

(個)：個人研究 (共)：共同研究 (国)：国際交流 (特)：特定テーマ研究 \*所属・地位は助成年度当時

## 研究成果の公刊一覧

平成17～25年度までに助成をしました研究課題について、その成果が公刊されたもので、その旨事務局に報告されたものは以下のとおりです。

\*財団発足から平成17年度までの研究成果は、基金報16号・19号・25号又は『企業と紛争Ⅰ・Ⅱ』を参照して下さい。

### 平成17年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成17年 (個) 0251	団体訴訟の新展開	宗田貴行	慶應義塾大学出版会 2006年3月16日
平成17年 (個) 0251	EUにおける競争法違反行為に係る民事的救済制度の新たな展開 ——我が国の独占禁止法・景品表示法への団体訴訟制度の導入についての示唆——	宗田貴行	奈良法学雑誌 第18巻第1・2号 2005年度 奈良産業大学法学会 2005年11月30日
平成17年 (個) 0253	公証人の守秘義務と証言拒絶権再論(1)	波多野雅子	松山大学論集 第17巻第62号 2006年2月
平成17年 (個) 0254	重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討(1)(2)	藩 阿憲	法学会雑誌(首都大学) 第47巻第2号 第48巻第1号 2007年1月、2007年7月
平成17年 (個) 0255	新会社法における種類株式の実際と企業防衛策の実践 ベンチャー創出関連法制の比較法的考察のコーポレート・ガバナンス 米国企業改革法、日本版SOX法ならびに会社法制と中小企業の対応ならびに今後の方向性にかかる考察 企業再生法制とコーポレイト・ガバナンスに関する考察 企業再生後の金融監督とコンプライアンス経営	藤川信夫	企業の創出・再生に関する研究会報告書 「企業創出・再生にかかる現代的諸課題に関する研究—法制度と実践—」 平成20年1月 日本政策投資銀行設備投資研究所
平成17年度 (個) 0255	事業再生をめぐる資金ニーズとDIPファイナンスの実際	藤川信夫	ターンアラウンドマネージャー 通巻32号 Vol4 No2 2008年2月1日
平成17年 (個) 0255	金融危機後の国際金融法規制の展望と新たな統合的リスク管理ならびに体制構築に向けて(1)	藤川信夫	現代企業法学の理論と動態 奥島孝康先生古稀記念論文集第1巻《下篇》 2011年10月10日

平成17年 (個)	0256	従業員持株制度の運営とりわけ解散・廃止等に伴なう法的諸問題の検討?	道野真弘	小樽商科大学 商学討究 第58卷 第2・3合併号 2007年12月
--------------	------	-----------------------------------	------	---

## 平成18年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成18年 (個)	0263 ゲルハルト=ヴァーグナー「仮の手続と略式手続の目的と意義」(1)(2)	河野憲一郎	小樽商科大学 商学討学 第58卷 第2・3合併号、第4号 2007年12月 2008年3月
平成18年 (個)	0265 事業倒産の予防における裁判所の機能—ベルギーとフランスの場合	小梁吉章	広島法学 第31卷第2号 平成19年10月
平成18年 (個)	0266 EUにおける競争法違反行為に係る民事的救済制度の新たな展開—我が国の独占禁止法・景品表示法への団体訴訟制度の導入について—	宗田貴行	日本国際経済法学会年報第16号 日本国際経済法学会編 法律文化社 2007年10月1日
平成18年 (個)	0266 迷惑メール規制の新展開—ドイツテレメディア法制定とわが国の課題—	宗田貴行	国際商事法務 Vol.35 No.7-Vol.35 No.8 商事法務研究会 2007年7月-8月
平成18年 (個)	0267 主権免除—最高裁2006年7月21日判決までとこれから	水島朋則	ジュリスト No.1321 有斐閣 2006年10月15日
平成18年 (個)	0269 損害担保責任(Garamatiehaftung)の法的性質について—2002年ドイツ債権法改正後の法状況—	渡邊 拓	横浜国際経済法学 第16卷第1号 平成19年9月
平成18年 (共)	0270 ADRの現代的意義と市民社会—社会構想の必要性—	井上匡子	法政大学現代法研究所叢書28 「社会国家・中間団体・市民権」 平成19年3月

## 平成19年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成19年 (共)	0283 中国と日本における消費者紛争処理法シンポジウム	南京師範大学法学院 日中法律家交流協会	南京師範大学法学院 日中法律家交流協会 2007年11月3日~8日
平成19年 (共)	0291 民事紛争解決に要する総合力の涵養—ケーススタディを通じて	若松陽子	法科大学院ジャーナル第3号 関西大学大学院法務研究科 2008年3月1日

## 平成20年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成20年 (個)	0293 日本のADR(和解・調停)のアジアへの発信——インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクトの実施について——	草野芳郎	東洋文化研究 第13号(学習院大学東洋文化研究) 2011年3月1日
平成20年 (共)	0295 韓國の実態調査から見たわが国の国内仲裁に活性化	中村達也	JCAジャーナル2009.3 第56号3号 2008年3月1日

## 平成22年度

年 度	標 題	申請者等	掲 載 誌
平成22年度 (個)	0313 大韓民国執行官関連法令・規則邦語試訳	金 炳学	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第23巻1号 2010年6月1日
平成22年度 (個)	0313 大韓民国弁護士試験法・同施行令 同規則および司法試験関連法令 同規則邦語試訳	金 炳学	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第23巻2号 2010年10月1日
平成22年度 (個)	0313 外国民事訴訟法研究(23) 大韓民国法学専門大学院(ロースクール) 設置、運営に関する法律・同施行令邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第44巻2号 2010年12月1日
平成22年度 (個)	0313 外国民事訴訟法研究(24) 大韓民国法律救助法・同施行令及び公益法務管に関する法律・同施行令邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第44巻3号 2011年3月1日
平成22年度 (個)	0313 大韓民国消費者基本法・同施行令・消費者団体訴訟規則邦語試訳(1)(2完)	金 炳学	福島大学行政社会学会 行政社会論集 第23巻3号4号 2011年3月1日
平成22年度 (個)	0313 大韓民国公証人法・同施行令邦語試訳	金 炳学	公証法学 第40号 2010年12月20日
平成22年 (個)	0313 外国民事訴訟法研究(25) 大韓民国法院組織法試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第45巻1号 2011年6月1日
平成22年 (個)	0314 消費者法を作る人々——法形式におけるインセンティブ構造の釈明に向けての一試論——	森田 果	新世代法政策学研究 第15号 2012年3月28日

## 平成23年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成23年度 (個)	0322 抵当権者の「追求権」について一抵当権実行制度の再定位のために(1)～(7)	阿部裕介	法学協会雑誌 第129巻11号12号、第130巻1号5号6号11号12号 平成24年11月12月、平成25年1月5月6月11月12月
平成23年 (個)	0325 大韓民国財産明示手続関連法規、財産照会規則および債権の公正な取立てに関する法律、同施行令邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第24巻第1号 福島大学行政社会学会 2010年6月1日
平成23年 (個)	0325 大韓民国公証人法定員および身元保証金に関する規則・公証人手数料規則邦語試訳	金 炳学	公証法学 第41号 2011年12月20日
平成23年 (個)	0325 外国民事訴訟法研究(26) 大韓民国証券関連集団訴訟法・同規則邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第45巻2号 2011年12月1日
平成23年度 (個)	0325 大韓民国仲裁法邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第24巻第3号 福島大学行政社会学会 2012年3月1日
平成23年度 (個)	0325 外国民事訴訟法研究(27) 大韓民国家事訴訟法邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第46巻1号 2012年6月1日
平成23年度 (個)	0326 債務不履行における相殺過失一債務不履行法改正との関係において	道垣内弘人	法曹時報 第65巻1号 2013年1月10日
平成23年度 (共)	0329 鉄道運送法の現代化	家田 崇 久保大作 小塚莊一郎	NBL 995号 2013年2月15日

## 平成24年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成24年度 (個)	0337 大韓民国家族関係の登録等に関する法律 邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第25巻第1号 福島大学行政社会学会 2012年7月1日
平成24年度 (個)	0337 大韓民国家族関係の登録等に関する規則	金 炳学	行政社会論集 第25巻第2号 福島大学行政社会学会 2012年10月1日
平成24年度 (個)	0337 外国民事訴訟法研究(28) 大韓民国民事調停法・同規則邦語試訳	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第46巻2号 2012年12月1日

平成24年 (個)	0340	国際専属管轄 国際裁判管轄における緊急管轄について "The New Act on International Jurisdiction in Japan: Significance and Remaining Problem" Zeitschrift fuer Japanisches Recht	横溝 大	名古屋大学法制論集 245号 2012年 法曹時報 64巻8号 2012年 Journal of Japanese Law Vol.34 2012年
平成24年度 (共)	0341	原発訴訟における「立証責任の必要」について	安井英俊	福岡大学法学論叢 第57巻4号 平成25年3月
平成24年度 (共)	0341	ドイツ企業再建法における企業再建手法としてのデット・エクイティ・スワップ	久保寛展	福岡大学法学論叢 第58巻1号 平成25年6月
平成24年度 (共)	0342	古典的自由主義と現代民事訴訟	ロルフ・シュテュルナー 守矢健一(訳)	民商法雑誌 第148巻1号 2013年4月15日
平成24年 (共)	0343	Grundlinien der Reform der Zivilproessordnung in der Turkei Turkische Zwangsvollstreckung Das Einleitungsverfahren	Hakan Pekcanitez	Ritsumeikan Law Review Nr 30 2013年6月1日

## 平成25年度

年 度	標 項	申請者等	掲 載 誌
平成25年度 (個)	0349 大韓民国医療事故被害救済および医療紛争調停等(医療ADR)に関する法律邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第1号 福島大学行政社会学会 2013年10月1日
平成25年度 (個)	0349 大韓民国医療事故被害救済および医療紛争調停等(医療ADR)に関する法律施行令・同規則邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第2号 福島大学行政社会学会 2014年1月1日
平成25年度 (個)	0349 大韓民国憲法裁判所法邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第3号 福島大学行政社会学会 2014年2月1日
平成25年度 (個)	0349 大韓民国憲法裁判所審判規則邦語試訳	金 炳学	行政社会論集 第26巻第4号 福島大学行政社会学会 2014年3月1日
平成25年度 (個)	0349 外国民事訴訟法研究(29)(31) 大韓民国非訟事件手続法邦語試訳(1) (2・完)	金 炳学	早稲田大学比較法研究所機関誌 比較法学 第47巻2号3号 2013年12月1日 2014年3月1日
平成25年度 (共)	0358 企業結合関係における倒産処理 —ドイツにおける企業結合倒産法(Konzerninsolvenzrecht)の制定に向けた近年の軌跡—	久保寛展	福岡大学法学論叢 第58巻4号 平成26年3月
平成25年度 (共)	0358 父子関係訴訟における検証協力義務について	安井英俊	福岡大学法学論叢 第58巻4号 平成26年6月

(個) : 個人研究 (共) : 共同研究 (国交) : 国際交流 年度の項の数字は助成番号を示す

**研究(中間)報告**

平成25年度研究助成を行った方々から下記の通り研究成果の報告(中間報告)をいただいております。

〈個人研究〉 1

**クレジット・デリバティブのモラル・ハザードに対する  
利得禁止原則の適用可能性に関する研究**

嘉村 雄司

近時の金融危機を契機として、「クレジット・デリバティブ取引を利用した会社債権者のインセンティブのゆがみ」の問題が認識され始めている。具体的には、第1に、会社債権者は、クレジット・デリバティブ取引を行うことにより、債務不履行が発生してもそれによる損失を回収できることから、債務不履行の予防のための注意力が減退する傾向があることが指摘されている。第2に、会社債権者は、クレジット・デリバティブ取引から利益を得ることを目的として、金銭債権上の権利を積極的に行使し、会社を債務不履行に陥れようとする危険性があることが指摘されている。

このようなクレジット・デリバティブ取引における会社債権者のインセンティブのゆがみは、保険におけるモラル・ハザードと同視しうる問題であると思われる。そこで、本研究は、「モラル・ハザードの防止を目的とした保険法上の法理がクレジット・デリバティブ取引に適用（類推適用）されないか」という問題を検討することとした。

本研究では、とりわけ「保険法における利得禁止原則をクレジット・デリバティブ取引に適用すべきか」という問題について、比較法的視点から研究を行った。第1に、アメリカにおける議論を参考にして、会社債権者のインセンティブのゆがみの問題を理論的・実証的に分析・検討した上で、保険におけるモラル・ハザードの問題と同視しうるか否かを検討した。第2に、ニューヨーク州において、同州保険法をクレジット・デリバティブ取引に適用できないかが議論されており、その中で、積極説と消極説による論争が行われたことにより、興味深い理論的進展がみられることから、同州保険法の適用範囲をめぐる議論を分析・検討した上で、クレジット・デリバティブ取引に利得禁止原則を適用すべきか否かの問題を検討した。

以上のような研究に際しては、アメリカにおいて資料収集・調査を行い、有益な情報を得ることができた。本研究の成果については、今後の議論の進展も考慮しつつ、順次、公表する予定である。

## 〈個人研究〉 2

**「韓国の民事訴訟法および民事執行法の邦語試訳資料の完成  
ならびに日韓民事訴訟法共同研究集会資料準備作業」**

金 炳 学

本研究は、韓国における民事手続関連諸法についての邦語試訳を作成することで、日韓両国間における比較民事手続法研究の端緒としての第一次資料を作成、公表し、あわせて、2013年9月27日に東京大学にて行われた第7回日韓民事訴訟法共同研究集会の準備資料を提供することを目的とする。

すでに多くの資料によって示されているとおり、韓国の民事手続法の法継受過程については、その多くが、日本を介してドイツ民事訴訟法（ZPO）を継受したものであるといえる。

申請者は、このような法継受の過程は、本来的に、日本法と韓国法の二国間における比較法的研究が有用であることを示すとともに、さらに進んで、日・独・韓の三カ国の比較法的研究が、各国が直面している、民事手続法の現在的諸問題の解決のために、きわめて有効かつ不可欠な素材を提供する事を意味するものと考える。

以上のような目的意識の下、本年度は、医療ADR関連法、非訟事件訴訟法、憲法裁判所関連法を規律する法律を中心に、「大韓民国医療事故被害救済および医療紛争調停等

（医療ADR）に関する法律邦語試訳」、「大韓民国医療事故被害救済および医療紛争調停等（医療ADR）に関する法律施行令・同規則邦語試訳」、「大韓民国非訟事件訴訟法（1）」、「大韓民国非訟事件訴訟法（2・完）」、「大韓民国憲法裁判所法邦語試訳」、「大韓民国憲法裁判所審判規則邦語試訳」を刊行した。これらの資料は、韓国の司法制度および民事手続法の現況を把握するための第一次資料を提供するものであると考える。

特に、第7回日韓民事訴訟法共同研究集会には、民事訴訟学会員をはじめとする多くの研究者、実務家が集い、日韓の「上訴」制度に関する充実した報告がなされるとともに、活発な質疑応答が交わされた。本大会の報告内容については、早稲田大学比較法研究にて公表する手はずを整えている。

引き続き、韓国における民事訴訟法、民事執行法等の諸法典の邦語訳に努めることで、日・独・韓の三カ国民事手続法・司法制度論研究の活性化に寄与することができると考え、今後、日本学術振興会の韓国との二国間学術交流事業へのエントリーの準備を進めている。

## 〈個人研究〉 3

## 日本とインドネシアにおけるADRの現状比較と課題

草野芳郎

私は、2007年～2009年にJICAの「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」を実施した際のプロジェクトに専門家として関与した。プロジェクトとしては、オーストラリアの支援を受けアメリカ型を採用した2003年最高裁規則に日本型の精神を入れた2008年最高裁規則を作成し、裁判官と書記官の研修制度を確立するなどのこととした。プロジェクト終了後も、毎年、インドネシアを訪問し、裁判所や大学を訪問し、状況を調査したり、意見交換をしてきた。2013年度のインドネシア訪問は、8月にジャカルタ、パダン、12月にアチェに行き、最高裁判所、司法研修所、地裁、宗教裁、インドネシア大学、アンダラス大学を訪問し、調査や意見交換を

実施した。

今年度の訪問で知ったことは、①新最高裁規則施行後5年を経過しているが、当初の熱気が冷め、期待するほど和解、調停が普及していないこと、②反面、オーストラリアが積極的に関与、支援を再開して巻き返し、インドネシアに食い込んでいるということであった。司法研修所やチビノン地裁でのセミナーのポスターと資料には、Austrarian Aidと学習院大学のロゴが表示されていた。インドネシア側の日本に対する関心は全体としては深くなっているが、和解、調停については関心が薄くなりつつあり、法整備支援の立場からも検討の必要性を感じた。

## 〈個人研究〉 4

## 学校事故・柔道事故に関する紛争およびその解決に関する研究

南部さおり

基金助成により、柔道被害者の会との連携の下、長野地方裁判所において、長野県松本市で起きた柔道事故の全裁判日程の傍聴を行い、さらに被害者家族の協力を得て、裁判資料の提供を受けた。その成果は、スポーツ事故における謝罪の意義を中心とした考察を行い、学術論文「柔道指導中の重大事故における個人責任と刑事裁判」としてまとめ、次号横浜市立大学論叢（第65巻人文科学系第2

号）に掲載される予定である。

また、基金によって様々な事故被害者家族や、いじめ自殺遺族などとの意見交流を行い、その成果は「学校によるいじめ自殺・死亡事故報告に関する一考察一保護者が納得できる説明と謝罪に向けてー」NCCD Japan、第47号（通算120号）、32-60頁、2014年にまとめた。

さらに、名古屋市立高校柔道事故被害者のご遺族の協力によって貴重な医療記録が得ら

れたことで、足柄上病院脳神経外科部長の野地雅人医師との共著により、医学的啓発論文である Case of Fatal Head Trauma Suffered During Japanese Judo. を作成し、同稿は *Current Sports Medicine Reports.* 13(1) January/February 2014 issue に掲載された。また、同ご遺族の仲介によって、名古屋市教育委員会スポーツ振興課少年スポーツ係担当者との意見交流を行い、同種の事故を含む学校スポーツ事故全般の予防策と、事故の際に当事者間が紛争化しないための指針を同市の小・中・高校の部活動顧問に配布したいとの意向や、スポーツの安全

指導と紛争対応に関する講演依頼の打診を受けた。そこで、関連資料を収集し、事故の関係者とのインタビューや裁判資料の検討作業などを行い、現在、スポーツ事故対策の指針「部活動の安全指導—先生方に心がけて頂きたいこと—（仮題）」の作成を進めている最中である。講演活動についても、今後積極的に対応していきたい。

上記の通り、解決が困難であった学校事故被害者と学校との紛争予防・関係向上のために、貴基金を活用させて頂くことができた。助成に心より感謝申し上げたい。

## 〈個人研究〉 5

### 会社再編局面における債権者の処遇 ——フランス法の検討を中心に——

森脇 祥弘

恣意的な会社分割により残存債権者が債権回収に困難を來たし、法人格否認・商号続用譲受人責任・詐害行為取消などの法律構成が提唱され、詐害行為取消制度の適用を肯定する最高裁判例が出される中、立法的解決として承継会社などへの履行請求権を盛り込んだ会社法見直しが国会に提出されるなど、残存債権者の処遇問題に関してはなお推移を注視すべき状況にあるように思われる。

こうしたことから、本研究においては、会社分割制度の双方の淵源を有するフランス法に着目し、会社分割（資産一部出資）の場面に重点を置きつつも、会社の再編、あるいは再建（集団手続）の諸手法において、各種債権者の処遇に関する状況と、それらの制度の機能状況展望につき調査検討することを企図した。

フランス法においては、①複数の消滅会社

が会社財産を存続会社または新設会社に包括承継させる合併、②会社が新設または既存の複数の会社に財産を包括承継させて消滅する会社分割に加え、③会社が自己の財産の一部を移転させて存続し、かかる行為に会社分割の規定を準用して規律する、資産一部出資と呼ばれる再編方式（この方式が日本法における、分割会社も存続する会社分割（757条・762条）に近いと言い得る）が存在する。最後に述べた方式は会社が法人格を持つ自律的主体として事業部門を「子会社化」し、企業集団形成・企業集中を図る手段としてしばしば用いられている。

しかし、従来の会社の事業展開・財務内容・収益力を前提としていた債権者にとって、このような再編行為によって債務者の人格の同一性やその弁済資力に変動を生じることは不測の損害を生じる原因となり得る。この点に

配慮して同国法（本稿では株式会社についてのみ見る）は以下のような形で企業再編の裁量と債権者保護との均衡を図っている。

まず、社債権者について見ると、合併並びに分割（及び資産一部出資）においては、これらの再編計画は消滅会社（及び移転会社）の社債権者集会の承認を要するとされる（L.236-13条、L.236-18条、L.236-21条）。日本法においては社債権者も社債以外の債権者同様債権者の異議手続による保護が図られる点に変わりではなく、社債権者による異議は社債権者集会の決議によらねばならない旨が規定される（740条）が、同国法制における社債権者保護は公衆に対する起債という性格を重視し保護を一步強めていると評し得る。但し社債権者の形成権的請求に従い社債の償還に応じる旨の申出とコンセイユ・デタの議を経たデクレの定める方式による公表が行われているときはこの限りでないとされる。

一方、社債権者以外の債権者について見ると、まず合併における存続会社・設立会社は消滅会社に代わり消滅会社の社債以外の債権につき債務者となる。合併に参加する各会社の社債以外の債権であって、かつその発生が合併計画の公表前であるものの債権者は、コンセイユ・デタの議を経たデクレの定める期間内に、合併に対し異議を申立てることができる。裁判所は判決により異議を棄却し、または債権の弁済もしくは吸収会社が提供し十分であると判断することを条件に担保の供与を命じる。命じられた償還または担保の供与がなされないときは、合併は当該債権者に対抗し得ない（L.236-14条）。

この規定の枠組が、分割及び資産一部出資においても原則として準用される。すなわち分割に由来する出資の受益者たる各会社は、原則として分割会社に代わり、分割会社の社債権者及び社債以外の債権者に対し、連帶債

務者となる。この交代は債権者に対する関係で更改をもたらすものではない（L.236-20条）。

但しこの規定には例外が置かれており、分割の受益者たる各会社は個別の負担とされた分割会社の負債の一部についてのみ義務を負い、受益者たる会社間で連帯して責を負わない旨の約定が認められている。かかる場合、分割に関する各会社の社債以外の債権者は、L.236-14条に定める要件（債権発生時期・申立期間）・効果（弁済もしくは担保供与）に従い、分割に対する異議を申立てることができることとされる（L.236-21条、L.236-22条）。かかる制度における実務および判例の展開については、後日別項により紹介する予定である。

日本法において、新設分割により設立会社に承継された債務の債権者は分割会社に対する債権者異議手続の対象とされるのに対し、分割会社の残存債権者はこの手続から除外され（会社法810条1項2号）、会社分割無効の訴えの原告適格（会社法828条2項10号）についても、同規定の「新設分割について承認をしなかった債権者」といい得るには新設分割について異議（会社法810条1項2号）を述べができる者であることが前提となるとの理由づけにより、分割会社の残存債権者はこれに当たらないとする判例も存在するなどの議論が起きていたところである。残存債権者にとっての債務者である分割会社には設立会社から承継された権利義務の対価としての株式が交付されるため、形式的には分割前後で分割会社の資産状態には変化がないとするのがこうした取扱の理由づけであった（但し、人的分割における残存債権者にはこの理が及ばないため、保護手続の対象とされる（会社法810条1項2号括弧書））。しかし設立会社に財産とほとんど見合うかそれ以上の債務が承継された場合、実態上は分割会社の債権者が引当とし得る財産は分割会社に全く残らない

といった結果を引き起こすことも可能となる。同国法は規定方式上、上記のような形での異議申立権者制限を採用していないが、金銭債務についてのみ適用があり、為す債務のようないわゆる流動性を欠く債務には適用されないとする判例が存するなど、なお保護を受け得る債権者の範囲に問題を残している。こうした点も会社法においても詐害行為の規定の適用可能性があるとの見解が見られる点も興味深い。また、倒産法制においても、裁判上の再建手続に加え、近時米連邦破産法11章に類似した救済手続が創設され、救済計画の中で各種再

編手段や債務株式化が盛り込まれる動きが着目される。支払い能力に関する債権者にとつての前提を覆す恣意的な再編行為により不測の損害が発生する事態を防止するにはこうした公平性を担保しつつ進め得る法的手続の活用は一つの選択肢と言え、日本においても詐害的再編がなされる前の早期の段階で再建型法的手続の活用を念頭に置くことは考慮されて良いと思われる。

以上の検討についての詳細は、勤務校紀要である高岡法学の次号に掲載する予定である。

## 〈個人研究〉 6

### 領域外の民事紛争に対するアメリカの外国人不法行為法の適用について ——アメリカ連邦最高裁2013年4月17日判決を素材として——

水島朋則

アメリカの外国人不法行為法は、国際法違反の不法行為に関して、外国人による民事訴訟の裁判権を連邦裁判所に認めるものである。本法律に基づき、ナイジェリア政府による拷問等への教唆・助長が国際法に違反するとして、ロイヤル・ダッチ石油等が訴えられた。本事件におけるアメリカ連邦最高裁2013年4月17日判決（多数意見）は、アメリカの法律はアメリカの領域外の行為に適用しないという推定は外国人不法行為法に当てはまり、その推定は覆されていないとして、原告の請求を斥けた。

外国人不法行為法に基づく民事訴訟の多くがアメリカの領域外での国際法違反に関わるものであり、本判決の影響は大きい。しかし、多数意見のアプローチが適切であったかどうか

かについては疑問が残る。領域外適用しない推定は、定義上アメリカの領域外（公海）で行われる海賊が同法の適用範囲に含まれることを多数意見も認めた段階で、覆っているはずである。そのため多数意見は、領域外適用しない推定を「他国領域での行為に適用しない推定」と実質的には読み替えるのだが、恣意的な読み替えに思われる。むしろ、自国領域外の行為であっても裁判権が認められる（例えば自国民による行為）ことを手がかりとして同法の適用範囲を画定しようとした同意意見（少数意見）のほうが、国際法の考え方にはなじむ。

なお、本研究の成果は2014年中に公表する予定である（村瀬信也先生古稀記念論文集）。

## 〈個人研究〉 7

## 第三者に帰属する実体法上の権利を執行債権とする強制執行において生じる諸問題

山木戸勇一郎

本研究の目的は、第三者に帰属する実体法上の権利を執行債権として自己の名で強制執行を行う事象（第三者に帰属する実体法上の権利を訴訟物として自己の名で訴訟手続を追行する「訴訟担当」のアロジーで、「執行担当（Vollstreckungsstandschaft）」と呼ばれることがある）について、ドイツ法との比較法研究を通じて、その内実を明らかにしようとするものである。

わが国においては、上記のような事象のうち、株主代表訴訟の勝訴原告株主による強制執行の可否について、1995年頃に盛んに議論がなされていたところである。もっとも、上記のような事象に関しては、株主代表訴訟の場面（訴訟担当者が取得した第三者に対して給付を命じる判決に基づく強制執行）のみならず、債権譲渡担保の場面（有名義債権の譲渡人による強制執行）やサービスによる強制執行

の場面（有名義債権の取立委任による強制執行）など、その存在が想定される場面には一定の広がりがあるところである。ドイツにおいては、前者と理論的に同じ類型に属する事象については、これに関する研究や裁判例が比較的古くから存在しており、また、後二者と理論的に同じ類型に入る事象についても、近年大きな関心が持たれ盛んに研究がなされており、また、裁判例も逐次集積されているところである。

以前より私は執行担当という事象について研究を進めてきたところであるが、昨年度は本基金の助成を受けて、各論部分の補充研究として、債権譲渡担保の場面を対象としたドイツにおける理論的な研究について、実体法的な問題関心を含めて、検討を進めてきたところである。本研究の成果は、北大法学論集に順次公刊する予定である。

## 〈個人研究〉 8

非営利団体からの離脱者の財産的権利  
——非営利団体における個人の領分——

山口 敬介

本研究は、非営利団体において、団体目的実現のための他の構成員との共同の活動から「離脱」する構成員が非営利団体財産についてどのような権利を有しうるのかを考察するものである。この問題は、近年の日本の立法や判例の動きをきっかけに再考が求められている問題であると考えられるところ、その日本

の法状況を相対化するために、日本の非営利法人・団体法に大きな影響を与えたドイツ法と、そのドイツ法や日本法の影響を受けながら自國で生じる問題に照らして独自の発展を遂げている韓国法を比較法研究の対象としている。

本年度は、これまで本研究において検討が不十分だった19世紀ドイツ普通法学を中心に

検討を加えた。その結果、19世紀のドイツ普通法の法人論は、当初は現在では公的団体にあたる団体を中心に展開していたが、時代を経るにつれ営利団体及び（本研究の検討対象である）私的な非営利団体をも視野に入れようになり、それに伴って「非営利団体財産に対する離脱者の権利」に関する規律についても変化が生じてきたことを具体的に確認できた。また、ドイツ・日本・韓国の法の歴史的变化を観察すると、「非営利団体財産に対する離脱者の権利」に関する規律については、①全員の同意があつても団体内部の決定の効力を認めない規律、②構成員の多数決等の団

体内部の決定によって帰属を定めることを認める規律、③構成員の多数決等の団体内部の決定によても団体財産に対して個人が有する利益を侵すことを許さない規律の3つがこれまで存在してきた。そして、各国の非営利法人・団体論においては、これらの規律の選択を通じて、団体構成員間の利害調整、あるいはその他の利益との利害調整が図られてきた。以上のように整理できるのではないかという考えに至った。

このような観点から研究のまとめを行うのが来年度の課題である。

〈個人研究〉 9

### 不実開示を行った上場会社の倒産手続きにおける投資者の損害賠償請求権と一般債権者の債権の利害調整

藤林 大地

本研究は、上場会社の不実の情報開示によって本来よりも高い価格で株式を取得したという投資者の損害賠償請求権について、当該会社が倒産した場合にこれを一般債権として処遇すべきかという問題を検討することを目的としている。

当該損害賠償債権を一般債権とすれば、不実開示による損失は当該株主と一般債権者によって負担されることになる。一方、当該債権を劣後的債権とすれば、損失は当該株主によってのみ負担されることになる。これについては、何れのルールが採用されたとしても、株主や一般債権者は倒産時の損失を考慮に入れて投資や与信の判断を行い、不実の情報開示のリスクは株価や利率等に事前に織り込まれることになるため、ルールさえ明確に決まつ

ていれば足りると言えるかもしれない。しかし、不実の情報開示を抑止するための株主や債権者の事前の行動、および、会社倒産時の再建手続きの円滑性という観点からは、何れのルールが採用されるかは重要な問題となる。

そこで、本研究では、この問題に関するアメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアにおける法改正・判例・学説の調査・検討を行い、日本法に対する示唆を導き出す。

成果としては、まず、アメリカの連邦倒産法510条(b)項に関する研究を既に脱稿しており、他の国との比較法研究も踏まえて我が国への示唆を提示する論稿も今後公表する予定である。これらは、2014年度中に勤務校の紀要に掲載される予定である。

## 〈共同研究〉10

**アジア契約法原則（PACL）総則編「契約の成立」構築に向けて  
——東アジア横断的比較法研究**

金山直樹

2013年度においては、PACLのこれまでの活動を少しでも具体的な形にするように努力するとともに、今後の方向性を模索した。

まず、PACLの契約総論に関する第一読会を終えたことを受けて、その成果を形にすべく、まず「契約の履行」および「不履行」の部分を先行して公表する方針が採択された。そのため、参加各国は、第一読会で採択された条文に関するナショナル・レポートを執筆することとなった。ナショナル・レポートは、条文ごとに、(1)各の国内法を紹介し、(2)理由書に書くべき点を指摘し、さらに、必要であれば、(3)第一読会で採用された条文の改正を提案する、というものである。そのレポート(英文)の作成のため、日本チームは月1回、定期的な研究会を開催し、無事、12月にまとめることができた。執筆には、メンバーのほとんど(12名)が協力した。それを手に、日本チームの代表が韓国で行われたPACLフォーラムにも参加した。

併せて、未だASEAN各の参加が十分でないことに鑑みて、現地にまで赴いて、メンバーのリクルート活動を行った(インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ)。

今後の方針としては、2013年度の後半期においてPACL研究が科研基盤(A)に追加採択されたことを受けて、より一層充実した活動を行い、当初の目的であるPACLの完成を目指したい。さしあたり、「契約の成立」、「有効性」、「解釈」に関して第一読会で採択された条文を見直し、それについて理由書を完成するとともに、各テーマについてナショナル・レポートを作成する。また、日本チームだけがいくら努力してもPACLは完成しないので、各のメンバーと密な連絡を取り、共に助け合いながら研究を進めていきたい。

2013年度に貴財団から賜った援助は、科研費の切れた期間を繋いで頂けたという意味において、極めて貴重であった。心からお礼申し上げたい。

## 〈共同研究〉11

**「会社関係訴訟の多面的考察——会社法・国際私法・手続法からの考察——」**

福岡大学法学部教授 砂田太士（代表） 福岡大学法学部教授 久保寛展

福岡大学法学部教授 北坂尚洋 福岡大学法学部准教授 安井英俊

平成24年度の貴基金からの研究助成により、会社法に関する訴訟を中心として、実体法たる会社法と手続法たる民事訴訟法の両面から、

紛争が生じたときの問題点、紛争の予防または紛争の解決のために実体法上の定め（手当）と訴訟法上の定め（手当）がなされているの

かを、研究した。本年度はこの研究について、国際的な取引が活発に行われていることから取引行為に着目した会社に関する問題、さらに組織としての会社内部（例えば、内部統制システム、取締役等の会社内部者の行為）または会社組織（例えば、合併・分割等の企業再編）に関する問題を4人の検討会にて何度か検討した。

検討では、まず平成23年の民事訴訟法の改正（平成24年4月1日から施行）により、同法の中に、財産関係事件一般に関する国際裁判管轄規定が新設されたことから、この改正が必要とされた背景等も含めて、改正民事訴訟法の意図等を検討した。さらに、会社法に定める訴訟について、その紛争がどのように

処理されるか等を具体的に検討した。とくに、組織に関する訴訟、責任追及に関する訴訟等、日本の裁判所の専属管轄とされる訴訟（民事訴訟法3条の5第1項）について、改正民事訴訟法の各条文の内容を検討するともに、そこに含まれない訴訟（例えば、会社法429条による役員等の第三者に対する損害賠償責任に関する訴訟）を取り上げて検討した。また、会社役員の不正を追及する株主代表訴訟における文書提出命令についても検討した。

以上のように、4人の検討会では基本的な検討を行った。これらの検討を踏まえ、各自の研究主題については、昨年度から引き続き研究していることも含めて、検討して公表する予定である。

〈共同研究〉 12

### 法律相談・交渉場面のビデオ・エスノグラフィー ——ロイヤリング教育の革新を目指して——

鹿児島大学大学院司法政策研究科 米田 憲市

東海大学法学部 北村 隆憲

神戸市看護大学看護学部 横田 美雄

国際基督教大学教育センター 岡田 光弘

このたび研究助成をしていただいたプロジェクトは、ビデオ・エスノグラフィーという社会学の研究志向とワークショップという教育技法を用いて、法律相談・交渉を中心とするロイヤリングの教育プログラムを開発・改善する、という取組である。

この目的を達成するため、研究チームは、鹿児島大学法科大学院司法政策研究センターにおける「ロイヤリング実践セミナー」でのセミナーの実施を請負うとともに、その実施過程の諸場面を研究資料として収集、分析する活動を行った。

このセミナーは、当該センターを母体に司

法修習生や若手弁護士を対象として実施されており、選択型修習自己開拓プログラムの受入先とされ、正規の修習過程の一部となっている。本年は、司法修習生2名と弁護士2名の参加を得て、平成25年8月23日から26日までの日程で開催された。セミナーでは、法律相談・交渉のスキルの講義を端緒として、弁護士は一般市民の法律相談、修習生は模擬法律相談を行った。この場面を、当事者の了承を得て、ネットワークを介して別室で視聴するとともに、様々な角度からビデオ・カメラで収録。研究チームで、翌日までに映像を基に重要な部分の文字起こしを行い、これとビデ

才映像を用いつつ、ワークショップを開催した。修習生は、これに加えて、模擬相談で扱った事案の代理人として、交渉により和解条項をまとめる作業を行い、ここで収録した映像も同様の作業を経て、ワークショップでの検討に付した。そして、これらの講義から交渉ま

〈共・特定テーマ〉 13

## 「原子力災害に対する損害賠償の課題 ——直接請求・ADR・訴訟をめぐって——」

研究代表 富田 哲

東日本大震災により起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年が経過したが、政府による収束宣言（2011年12月）にもかかわらず、帰還困難区域と居住制限区域を合わせると、東京23区よりもはるかに広く、避難生活者は自主避難をも含めて約13万人に及んでいる。また福島県においては、震災関連死の増加が著しく、直接死を上回る勢いでいる。

こうした状況のもと、①福島、二本松、いわきなどへの避難者への聴き取り、②原発立地の自治体への聴き取りおよび資料提供、③原子力損害賠償審査会の傍聴、④原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への聴き取りおよび資料提供、⑤いくつかの訴訟の原告および弁護士への聴き取りおよび資料提供などを行ってきた。また福島原発事故賠償問題研究会には本共同研究の2名がコア・メンバーとして参加している。さらに福島大学行政政策学類内に震災ADRに関する研究会を立ち上げ、上記原子力損害賠償紛争解決センター福島事務所所長・浅井嗣夫を招いて研究会を実施し、大学教員のほか、多数の弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士

での場面、ワークショップの場面など、セミナー全体を可能な限り映像収録・録音の対象として資料収集を行った。

この成果は、九州法学会第119回学術大会（6月28日／29日開催、於九州国際大学）で報告される予定である。

等の参加があった。

研究成果の詳細な報告は後日に譲ることとし、損害賠償に関する直接請求、ADR、訴訟につき、簡単なメモ書きを記しておきたい。

第1に、原発立地の自治体およびその住民には、東京電力に対する信頼が厚い。避難生活に困窮し、待ったなしの事態ということもあろうが、東京電力への救済の期待には大きいものがある。もちろん東京電力に裏切られたという声も強い。

第2に、ADRは予想以上に利用者が増加し、和解あっせんの申請から6カ月以上かかるものも出てきたし、集団的な和解申請も見られるようになった。「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解手続の利用に係る時効の中止の特例に関する法律」が成立したこともあり、ADRの利用はいっそう増えることが予想される。またここでの解決の基準が訴訟に影響を与えることも考えられる。

第3に、訴訟に関しては、損害をどのようにとらえるべきか、東京電力の責任との関係で原賠法でいくべきか（無過失責任）民法でいくべきか（過失責任）、国賠法との関係はど

うかなど数々の難問を抱えている。

福島大学行政社会学会の紀要である『行政社会論集』では、第27巻第1号（2014年6月

ころ発行）において、東日本大震災に関する特集号を企画しており、ここに成果の一部を公表する予定である。

〈共同研究〉 14

## 平成26年度日本民事訴訟法学会シンポジウム ——倒産手続の担い手——

代表：佐藤鉄男 分担者：中西正、松下祐記、高田賢治

私ども4名は、倒産手続の担い手、すなわち、経済的に破綻した債務者を巡って展開される裁判所の倒産手続が誰によって推進されているか、その者がどのような役割を果たしているか、歴史的、比較法的視点で考察することを試みた。倒産処理の場面は、債務者が支払不能ないし債務超過の状況に陥ったことを前提にしているので、関係当事者の交渉にのみ委ねては利害の調整が難航してしまう。裁判所が、弁護士らの専門家が、その公正中立の立場で利害調整の手続を主宰したり推進役となることで、合理的な処理(事業の清算や再生)が可能になってくる。しかし、当然のことながら、資金が潤沢に用意されている場面ではないので、当事者以外で関与する人材の配置は可能な限り効果的に倒産処理の目的実現に資するようなものである必要がある。

もちろん、この担い手問題にも多様なもの

があるが、私ども4名は、現在のわが国の倒産処理でよくある、ごく普通の株式会社法人の再生手続を念頭に、裁判所・裁判官（高田）、債務者代理人（松下）、D.I.P.制度と再生管財人（中西）、と3つに区切って検討した。財産の乏しい倒産処理の場面で、当事者である債務者や債権者が納得する裁判所、代理人、再生管財人のあり方はどのようなものであるべきか基本的な立脚点の解明に努めたつもりである。

4名以外の仲間との共同討議やメンバーが所属する研究会における準備報告を既に終え、2014年5月の日本民事訴訟法学会（於：九州大学）のシンポジウム本番を迎える。そして、シンポジウムの内容は学会誌である民事訴訟雑誌61号（2015年3月発行予定）に収録される運びである。  
(文責 佐藤)

## 倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規

倒産・再生法制奨励金事業は、次のような規則及び指針に従って行います。

### I [運営委員会規則]

第1条 倒産・再生法制奨励金事業を遂行するために、運営委員会を設置し、次の運営委員をおく。

- (1) 運営担当理事 1名
- (2) 運営委員 6名

2 運営担当理事及び運営委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 運営委員の任期は2年とする。

4 運営委員は、理事、評議員又は選考委員を兼ねる事が出来る。

5 運営委員会の委員長は、運営委員の互選によって決める。

6 運営委員会は運営委員会委員長が招集する。運営委員会委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、運営委員長又は運営担当理事のあらかじめ指名する委員が招集する。

7 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

8 運営委員会には、定款第40条および41条を準用する。この場合において、同条に「理事会」とあるのは「運営委員会」、「理事」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

第2条 運営委員会は理事長に事業計画及び予算書を提出し、理事会の同意をえるものとする。

第3条 運営委員会は理事長に事業報告及び収支決算報告を提出し、理事会の承認をえるものとする。

第4条 運営委員会は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象の決定について定款49条により選考委員会を設置し4項にある選考委員会規程の選考委員会規則を準用し（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）意見を諮問するものとする。

第5条 運営委員会は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象を決定し、それらを理事会に報告する。

- 2 運営委員会は、懸賞論文、国際会議開催、研究助成、講演会の開催、その他必要と認められた事業についての結果を事業報告として基金報に掲載するものとする。
- 3 運営委員会は前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

### II 倒産・再生法制研究奨励金の事業の指針

当倒産・再生法制研究奨励金の事業はおおむね次のような指針に従って行います。

- (1) 倒産・再生法制研究に関する研究論文に賞を出すものとする。
- (2) 上記(1)に該当する論文を英語に抄訳し、海外に発信するために、英訳を援助するものとする。
- (3) 倒産・再生法制研究に関する国際会議の開催を援助するものとする。

- (4) 倒産・再生法制研究に関する研究に対して研究の助成をするものとする。
- (5) 倒産・再生法制研究に関する講演会の開催を援助するものとする。
- (6) その他、倒産・再生法制研究に関する必要と判断される事業について援助するものとする。

上記(1)懸賞論文について

1 論文募集方法・選定基準・受賞の公表

a) 公募

受賞対象は、関係分野に関する雑誌等を通じて公募し、且つ広く大学にも募集を通知する。もしくは研究論文として発表されたものの中から選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）が推薦するものとする。

受賞対象は、学生（学部学生・大学院生・法科大学院生）を含む一般人とする。

b) 選定基準

運営委員会のなかに、当該課題について、成果があり、賞に値する論文であるか否かを審査するための選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）を置き、審査の結果を運営委員会に報告するものとする。

c) 受賞の公表

受賞者については、基金報に公表するものとする。

上記(3)倒産・再生法制研究についての国際会議が開催される場合、理事会の了承を得、これを援助するものとする。

上記(4)については「研究助成事業の運営について」に準じて助成するものとする。

上記(5)については講演会開催に当該テーマにかかる演題がある場合、これを援助するものとする。

上記(6)については、理事長の要請により、理事会の承認を得て実施するものとする。

倒産・再生法制研究奨励金運営委員会委員

任期 平成25年6月1日から  
平成27年5月31日まで

委員長 伊藤 真（早稲田大学教授）	出水 順（弁護士）
加藤 哲夫（早稲田大学教授）	松澤 三男（商事法務研究会代表理事専務理事）
坂井 秀行（弁護士）	松下 淳一（東京大学教授）
多比羅 誠（弁護士）	

倒産・再生法制研究奨励金論文選考委員会委員

任期 平成25年6月1日から  
平成27年5月31日まで

加藤 哲夫（早稲田大学教授）	中田 裕康（東京大学教授）
岡 正晶（弁護士）	西澤 宗英（青山学院大学教授）
沖野 真巳（東京大学教授）	松下 淳一（東京大学教授）
佐藤 鉄男（中央大学教授）	山本 和彦（一橋大学教授）
田頭 章一（上智大学教授）	山本 弘（神戸大学教授）
出水 順（弁護士）	

## 民事紛争処理に関する研究助成のお知らせ

公益財団法人民事紛争処理研究基金では、毎年度、4月1日～5月上旬頃の申請応募受付で、研究助成の申請を募集する予定であります。

民事紛争処理に関する研究を助成対象とし、1件につき100万円以下で、毎年度数件の助成を予定しております。個人研究でも共同研究でもよく、また申請できる方は、研究機関に所属する人に限らず、法曹実務家でも可能です。詳しくは、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスでお問い合わせ下さい。

## 倒産・再生法制研究奨励金 懸賞論文募集について (通称 トリプルアイ・高木賞)

倒産・再生法制研究奨励金運営委員会では、4月1日から9月末日の締め切りで、広く倒産・再生法制に関する研究を行なっている個人（学生〔学部学生・大学院生・法科大学院生〕）及び一般個人（年齢40歳未満の若手研究者および実務家）を対象として倒産・再生法制研究に関する優れた著書・論文を募集しています。

一般個人部門 副賞として1件につき100万円、学生部門 副賞として30万円を予定しています。詳しくは、研究助成同様、下記の基金連絡先に手紙もしくはファックスにてお問い合わせ下さい。

〈連絡先〉 〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-10-501  
公益財団法人民事紛争処理研究基金事務局  
☎ 03 (3818) 6150 FAX 03 (3818) 0344  
<http://www.mnh.or.jp/>

**(公財) 民事紛争処理研究基金  
選考委員会規程**

**I 選考委員会規則**

第1条 選考委員は10人以上20人以内で組織する。

第2条 選考委員は学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第3条 選考委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第4条 選考委員会委員長は、選考委員の互選によって決める。

第5条 選考委員会は理事長が招集する。理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は選考委員長もしくは理事が招集する。

第6条 選考委員会の議長は委員長がこれにあたる。

第7条 選考委員会は、一般研究及び特定研究の助成の研究対象を決定し、その結果を理事長に報告する。

2 選考委員会は、助成した研究の成果について検討し、その結果を事業報告として機関誌に掲載するものとする。

3 選考委員会は前2項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

**II 研究助成の指針**

当基金の研究助成はおおむね次のような指針に従って行います。

1 研究助成の募集方法・選定基準・成果公表

(1) 助成対象の公募

a) 助成対象は、民事訴訟に関する雑誌等を通じて公募する。

b) 助成する研究の担当者は、大学又は研究所に籍を置くものに限定しない。

(2) 助成対象の選定基準

a) 当該課題について、成果をあげる見込みがあるか否かを調査する。

b) 研究の実施期間が、数年にわたるもの考慮するものとする。

c) 研究成果の著しい者又は研究班に対しては、2回以上助成しても良いものとする。

(3) 研究成果の公表

a) 本基金が助成した研究については、その研究者又は研究代表者は、その研究成果を公表しなければならない。また、公表の際には、当基金の助成を受けた事を明示しなければならない。

b) 選考委員会は、研究の公表のために、必要と認めるときは、その費用を補助することができるものとする。

2 一般研究の助成について

「民事紛争処理に関する一般研究」の課題は民事紛争処理に関するものであればよく、特に限定しない。

3 特定研究の助成について

次のような各テーマを継続的に特定研究の対象とする。

A 倒産紛争処理に関する研究

経済社会における倒産処理の実態、各種の法定倒産処理法制の見直し、法的倒産処理の実態とその機能、各業種特有の倒産処理のあり方に関する研究等。

B 裁判外紛争処理に関する研究

各地域社会に密着した、市民間の諸々の紛争を裁判外で処理するためのセンターを設立する事の可否、当否に関する研究。

C 国際取引紛争処理に関する研究

助成対象は、次のいずれかの項目を含まなければならないものとする。

a) 日本の社会が現に経験している紛争の実態（例：種類、規模（金額、関係者の数等）相手方の国籍、紛争の性質、紛争の原因等）の調査

b) 紛争解決方法に関する実証的研究

D 民事紛争処理に関するテーマで、社会的要請があり、公共の利益に寄与し、緊急に学問的研究を推進する必要があると理事会が認めた研究。学会が主催するシンポジウムで、民事紛争処理に関するテーマを対象とする等。

附則 この規程は平成25年7月1日公益財団法人移行時から施行する。

## 平成25年度(7月-3月期)会計報告

## 正味財産増減計算書

## 財産目録

平成26年3月31日現在

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

(単位:円)

科目	初年度 (7月-3月)	旧財團 (4月-6月)	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	6,601,863	2,458,878	4,142,985
② 運用財産運用益	39,468	0	39,468
③ 固定財産運用益	846,294	0	846,294
④ その他収益	200,000	0	200,000
経常収益計	7,687,625	2,458,878	5,228,747
(1) 経常費用			
① 事業費			
研究助成	6,000,000	0	6,000,000
国際交流助成	0	0	0
講演会	571,649	25,700	545,949
記念講演出版	0	0	0
機関誌発行	409,020	5,260	403,760
選考会議	239,770	241,000	△1,230
通信費	272,120	68,045	204,075
論文報奨金	0	0	0
論文選考会議費	344,453	0	344,453
論文選考査読調査費	1,100,000	0	1,100,000
論文英訳費支出	0	0	0
論文募集宣伝費	248,800	0	248,800
論文募集関連雜費	116,066	81,830	34,236
臨時雇賃金	450,000	150,000	300,000
給与手当	900,000	300,000	600,000
② 管理費			
職員手当	1,125,000	375,000	750,000
会議費	163,760	282,463	△118,703
通信費	92,520	97,790	△5,270
事務所維持費	494,205	19,098	475,107
雜費	390,815	62,705	328,110
新法人移行手続依頼費	374,011	158,250	215,761
財産運用相談費	0	0	0
退職給与引当金繰入	250,000	0	250,000
③ 予備費	0	0	0
経常費用計	13,542,189	1,867,141	11,675,048
当期経常増減額	△5,854,564	591,737	△6,446,301
II 指定正味財産増減の部			
(1) 経常外収益			
① 寄付金収益	300,000	60,000	240,000
② 基本財産評価益	0	3,494	△3,494
③ 基本財産組入	0	0	0
経常外収益計	300,000	63,494	236,506
(2) 経常外費用			
③ 記念講演出版引当金取崩	3,000,000	0	3,000,000
経常外費用計	3,000,000	0	3,000,000
当期一般正味財産増減額	△2,554,564	655,231	△3,209,795
一般正味財産期首残高	114,540,941	113,885,710	655,231
一般正味財産期末残高	111,986,377	114,540,941	△2,554,564
III 正味財産期末残高	170,591,628	173,146,192	△2,554,564

## 1. 総括表

基本財産	197,108,868円
流動資産	3,194,016円
特定財産	15,916,954円
運用財産	0円
時価評価損	△36,378,210円
合計	179,841,628円

## 2. 資産明細表

(単位:円)

1 資産の部	金額
1 流動資産	
現金預金	11,642
普通預金	2,931,703
普通預金 三井住友銀行本店営業部	541
普通預金 大和ネクスト銀行	38
預け金 三菱UFJMS証券	237,490
MMF 野村證券 本店	9,029
MMF 野村證券 メトロポリタン支店	252
USドルMMF 三菱UFJMS証券	3,318
流動資産合計	3,194,016
2 固定資産	
(1) 基本財産	
投資信託リート債 大和証券	69,770,199
投資信託AUドル建債 大和証券	62,766,169
BRLリアル建債 大和証券	14,572,500
米ドル建債 三菱UFJMS証券	10,000,000
米ドル建債 三菱UFJMS証券	40,000,000
(合計)	(197,088,68)
時価評価損	△36,378,210
基本財産合計	160,730,658
(2) 特定資産	
退職給付引当資産	
ランド建債 三菱UFJMS証券	9,250,000
学術奨励金運用資産	0
記念講演出版資産	0
倒産・再生法制研究奨励金資産	6,330,000
ランド建債 三菱UFJMS証券	336,954
投資信託リート債 大和証券	15,916,954
特定資産合計	176,647,612
固定資産合計	176,647,612
資産合計	179,841,628
1 負債の部	
1 流動負債	
未払い金	0
流動負債合計	0
2 固定負債	
退職給付引当金	9,250,000
記念講演出版引当金	0
固定負債合計	9,250,000
負債合計	9,250,000
正味財産合計	170,591,628
AUドルオーストラリアドル BLリアル:ブラジルリアル ランド:南アフリカランド 三菱UFJMS証券:三菱UFJモルガンスタンレー証券	

## 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位:円)

科 目	初年度 (7月-3月)	旧財團 (4月-6月)	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,181,417	963,340	2,218,077
有価証券	12,599	12,589	10
流動資産合計	3,194,016	975,929	2,218,087
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	160,730,658	163,243,990	△2,513,332
基本財産合計	160,730,658	163,243,990	△2,513,332
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	9,250,000	9,000,000	250,000
記念講演出版引当資産	0	3,000,000	△3,000,000
減価償却引当資産	0	0	0
学術奨励金運用財産	0	0	0
倒産・再生法制研究奨励金	6,666,954	8,926,273	△2,259,319
特定資産合計	15,916,954	20,926,273	△5,009,319
固定資産合計	176,647,612	184,170,263	△7,522,651
資産合計	179,841,628	185,146,192	△5,304,564
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
流动負債合計	0	0	0
2. 固定負債			
退職給付引当金	9,250,000	9,000,000	250,000
記念講演出版引当金	0	3,000,000	△3,000,000
固定負債合計	9,250,000	12,000,000	△2,750,000
負債合計	9,250,000	12,000,000	△2,750,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	58,605,251	58,605,251	0
指定正味財産合計	58,605,251	58,605,251	0
(うち基本財産への充当額)	(58,605,251)	(58,605,251)	0
(うち特定期貨への充当額)	(0)	(0)	0
2. 一般正味財産			
寄付金	111,986,377	114,540,941	△2,554,564
指定正味財産への充当額	105,319,423	104,638,739	680,684
(うち特定期貨への充当額)	6,666,954	8,926,273	△2,259,319
正味財産合計	170,591,628	173,146,192	△2,554,564
負債及び正味財産合計	179,841,628	185,146,192	△5,304,564

## 役員一覧

### 理事

(任期) 平成25年7月1日から  
平成27年6月30日まで

#### 理事長

柏木 昇 (東京大学名誉教授)  
 常務理事  
 太田 勝 造 (東京大学教授)  
 理事  
 加藤 哲 夫 (早稲田大学教授)

徳田 和 幸 (同志社大学教授)  
 藤田 和 久 (三菱商事 法務部長)  
 松澤 三 男 (公益社団法人商事法務研究会 代表理事専務理事)  
 宮崎 誠 (日本司法支援センター理事長・弁護士)

### 監事

(任期) 平成25年7月1日から  
平成29年6月30日まで

#### 監事

田淵 智 久 (弁護士)

山本 敏郎 (公認会計士)

### 評議員

(任期) 平成25年7月1日から  
平成29年6月30日まで

伊藤 真 (早稲田大学教授)  
 大塚 真 弘 (日立金属 事業役員)  
 加藤 格 (三井物産 執行役員内部監査部長)  
 河合 弘 之 (弁護士)  
 菅原 郁 夫 (早稲田大学教授)

高田 裕 成 (東京大学教授)  
 西川 元 啓 (弁護士)  
 二宮 照 興 (弁護士)  
 前田 重 行 (弁護士)  
 山本 和 彦 (一橋大学教授)

### 選考委員

(任期) 平成26年6月1日から  
平成28年5月31日まで

相澤 英 孝 (一橋大学教授)  
 上野 泰 男 (早稲田大学教授)  
 内田 実 (弁護士)  
 大杉 謙 一 (中央大学教授)  
 大村 敦 志 (東京大学教授)  
 大村 雅 彦 (中央大学教授)  
 小幡 純 子 (上智大学教授)  
 笠井 正 俊 (京都大学教授)  
 菅原 郁 夫 (早稲田大学教授)  
 高田 裕 成 (東京大学教授)

田中 亘 (東京大学教授)  
 出水 順 (弁護士)  
 中島 弘 雅 (慶應義塾大学教授)  
 西澤 宗 英 (青山学院大学教授)  
 野澤 正 充 (立教大学教授)  
 長谷部 由起子 (学習院大学教授)  
 藤本 亮 (名古屋大学教授)  
 松下 淳 一 (東京大学教授)  
 山本 和 彦 (一橋大学教授)  
 山本 弘 (神戸大学教授)

## 〈公益財団法人 民事紛争処理研究基金報 第29号〉

平成26年6月10日発行

(年1回発行)

\*題字は、故菊井維大理事に揮毫していただきました。  
 \*シンボルマークは、竜喜助先生の考案によるものです。

編集・発行 公益財団法人 民事紛争処理研究基金  
 〈事務所〉〈連絡先〉

〒113-0033 東京都文京区本郷6-2-10-501

☎ 03 (3818) 6150

FAX 03 (3818) 0344

<http://www.mhk.or.jp/>

(公財) 民事紛争処理研究基金

顧問

青山 善充 (東京大学名誉教授)  
石川 明 (慶應義塾大学名誉教授)  
石川 正 (弁護士)  
池田 真朗 (慶應義塾大学教授)  
梅本 吉彦 (専修大学名誉教授)  
鴻常夫 (東京大学名誉教授)  
落合 誠一 (中央大学教授)  
河野 正憲 (福岡大学教授)  
河本 一郎 (神戸大学名誉教授)  
釘澤 一郎 (弁護士)  
畔柳 達雄 (弁護士)  
小島 武司 (桐蔭横浜大学学長)  
小山 稔 (弁護士)  
坂原 正夫 (慶應義塾大学名誉教授)  
新堂 幸司 (東京大学名誉教授)  
鈴木 正裕 (神戸大学名誉教授)  
高橋 宏志 (中央大学教授)  
武内 史衛 (公認会計士)  
竹下 守夫 (一橋大学名誉教授)  
谷口 安平 (京都大学名誉教授)  
永井 和之 (中央大学教授)  
永石 一郎 (弁護士)  
中筋 一郎 (弁護士)  
中野貞一郎 (大阪大学名誉教授)  
能見 善久 (学習院大学教授)  
林屋 禮二 (東北大学名誉教授)  
原井龍一郎 (弁護士)  
福永 有利 (神戸大学名誉教授)  
松浦 馨 (名古屋大学名誉教授)  
松本 博之 (大阪市立大学名誉教授)  
本林 徹 (弁護士)  
吉村 徳重 (九州大学名誉教授)